

# 取引説明書(LION CFD 個人のお客様用)対比表

2024年6月3日

(青字部分は追加箇所)

現 行	変 更 後
<p>&lt;書面のヘッダー部分&gt; ヒロセ通商株式会社 登録番号:第一種金融商品取引業 近畿財務局長(金商)第41号 加入協会:日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号1562)</p>	<p>&lt;書面のヘッダー部分&gt; ヒロセ通商株式会社 登録番号:第一種金融商品取引業 近畿財務局長(金商)第41号 許可 :商品先物取引業 農林水産省 経済産業省 加入協会:日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号1562) 日本商品先物取引協会</p>
<p>&lt;書面の名称&gt; 取引説明書(LION CFD 個人のお客様用)</p>	<p>&lt;書面の名称&gt; 取引説明書(LION CFD(証券)個人のお客様用)</p>
<p>1. 店頭証券 CFD 取引(「LION CFD」) 「LION CFD」とは、インターネット環境で行う店頭 CFD 取引の名称です。店頭 CFD 取引とは、一定の資金を取引業者に預けることにより少額の資金で大きな取引を行うことができる取引をいい、その決済方法は、約定代金(想定元本)の受渡を伴わず、買った銘柄を転売もしくは売った銘柄を買戻すことで、売買の差額のみを決済する差金決済となっております。店頭 CFD 取引により生じる損益は、以下のとおりです。 (1) 売買差損益金 安(高)く買った銘柄を高(安)く転売または高(安)く売った銘柄を安(高)く買戻すという売買による差益(損)。 (2) 金利調整額 株価指数、ETF(上場投資信託)を原資産とする CFD 取引は、当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料として金利調整額(買建玉を保有している場合は支払い、売建玉を保有している場合は受取り)が発生します。金利調整額は、金利水準が各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映するため変動します。そのため、売建玉を保有している場合でも、マイナス金利となる際は、当社への支払いとなります。金利はリクィディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。また、ETFを原資産とする CFD 取引では、金利調整額に借入金利調整額を含みます。借入金利調整額は原資産となる ETF の調達に困難な状況で発生することがあり、売建玉を保有している場合に支払いとなります。借入金利調整額は原資産となる ETF の貸借需給関係等によって変動し、リクィディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。</p>	<p>1. 店頭証券 CFD 取引(「LION CFD (証券) 」) 「LION CFD (証券)」とは、インターネット環境で行う店頭証券 CFD 取引の名称です。店頭証券 CFD 取引とは、一定の資金を取引業者に預けることにより少額の資金で大きな取引を行うことができる取引をいい、その決済方法は、約定代金(想定元本)の受渡を伴わず、買った銘柄を転売もしくは売った銘柄を買戻すことで、売買の差額のみを決済する差金決済となっております。店頭証券 CFD 取引により生じる損益は、以下のとおりです。 (1) 売買差損益金 安(高)く買った銘柄を高(安)く転売または高(安)く売った銘柄を安(高)く買戻すという売買による差益(損)。 (2) 金利調整額 株価指数、ETF(上場投資信託)を原資産とする CFD 取引は、当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料として金利調整額(買建玉を保有している場合は支払い、売建玉を保有している場合は受取り)が発生します。金利調整額は、金利水準が各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映するため変動します。そのため、売建玉を保有している場合でも、マイナス金利となる際は、当社への支払いとなります。金利はリクィディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。また、ETFを原資産とする CFD 取引では、金利調整額に借入金利調整額を含みます。借入金利調整額は原資産となる ETF の調達に困難な状況で発生することがあり、売建玉を保有している場合に支払いとなります。借入金利調整額は原資産となる ETF の貸借需給関係等によって変動し、リクィディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。</p>

### (3) 権利調整額

株価指数、ETF を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数の構成銘柄の配当金の権利確定日・原資産となる ETF の分配金の権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。一般に建玉の保有数に応じて、買建玉を保有している場合は権利調整額を受取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。但し、株価指数を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイディティブロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額を受取り、買建玉を保有している場合に権利調整額の支払いとなる場合があります。権利調整額は各国の所得税等を考慮して決定するため、発行会社等が発表している数値と異なる場合があります。権利調整額は当社のリクイディティブロバイダーより提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。なお、権利調整額は当社の判断により修正する可能性があります。

また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。

### (4) コーポレートアクション等

原資産にコーポレートアクション(現金配当など経済的権利に実質的な影響が及ばないものを除きます)、上場廃止等が発生した場合は、当社は、原則、決済期日を定めた上で、新規建て注文を停止します。その場合、当該銘柄の発注済み注文は原則、全て取り消しいたします。なお、建玉を決済期日までに決済されなかったときには、当該建玉は決済期日の終了以降に未約定の決済注文を取り消した上で、当社の任意の価格及び日時でお客様の計算において反対売買により強制決済されます。また、海外市場に上場する有価証券においては、コーポレートアクション等に関する情報を適宜入手することができず、決済期日までの期間が短期間である場合や急遽、強制決済に至る場合があります。

## 2. 口座開設基準

店頭 CFD 取引は、リスクが高く、大きな損失を被る可能性があります。当社における店頭 CFD 取引口座を開設していただく基準は、以下のとおりです。

- (1) インターネットがご利用できる環境をお持ちであること。
- (2) 当社から電話ならびに電子メール等で常時連絡が取れること。
- (3) 店頭 CFD 取引の「店頭 CFD 取引に係るご注意」・「店頭 CFD

### (3) 権利調整額

株価指数、ETF を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数の構成銘柄の配当金の権利確定日・原資産となる ETF の分配金の権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。一般に建玉の保有数に応じて、買建玉を保有している場合は権利調整額を受取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。但し、株価指数を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイディティブロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額を受取り、買建玉を保有している場合に権利調整額の支払いとなる場合があります。権利調整額は各国の所得税等を考慮して決定するため、発行会社等が発表している数値と異なる場合があります。権利調整額は当社のリクイディティブロバイダーより提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。なお、権利調整額は当社の判断により修正する可能性があります。海外市場に上場する有価証券等においては、権利調整に関する情報を適宜入手することができないため、権利落ち日以降に権利調整を預託証拠金において処理する場合があります。この際、権利調整額が差し引かれることにより、不足金やロスカット等が発生する可能性があります。

また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。

### (4) コーポレートアクション等

原資産にコーポレートアクション(現金配当など経済的権利に実質的な影響が及ばないものを除きます)、上場廃止等が発生した場合は、当社は、原則、決済期日を定めた上で、新規建て注文を停止します。その場合、当該銘柄の発注済み注文は原則、全て取り消しいたします。なお、建玉を決済期日までに決済されなかったときには、当該建玉は決済期日の終了以降に未約定の決済注文を取り消した上で、当社の任意の価格及び日時でお客様の計算において反対売買により強制決済されます。また、海外市場に上場する有価証券においては、コーポレートアクション等に関する情報を適宜入手することができず、決済期日までの期間が短期間である場合や急遽、強制決済に至る場合があります。

## 2. 口座開設基準

店頭証券 CFD 取引は、リスクが高く、大きな損失を被る可能性があります。当社における店頭証券 CFD 取引口座を開設していただく基準は、以下のとおりです。

- (1) インターネットがご利用できる環境をお持ちであること。
- (2) 当社から電話ならびに電子メール等で常時連絡が取れること。
- (3) 店頭証券 CFD 取引の「店頭証券 CFD 取引に係るご注意」・

取引に関する事前説明書(LION CFD のお客様用)・「約款(LION CFD のお客様用)・「取引説明書(LION CFD 個人のお客様用)・「リスク説明書(LION CFD 個人のお客様用)・「必要証拠金一覧表(LION CFD 個人のお客様用)・「信託保全説明書(LION CFD のお客様用)」(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)の全てについて内容をご理解、ご承諾いただくこと。

- (4)ご自身のメールアドレスをお持ちであること。
- (5)システム及び回線の混雑や障害によって注文が遅延・不能になった場合、当社は一切の責任を負わないことにご同意いただけること。
- (6)店頭 CFD 取引にかかる契約締結前交付書面の電子交付にご同意いただけること。
- (7)マネーロンダリング等の公序に違反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭 CFD 取引を行わないこと。
- (8)反社会的勢力ではないことまたは反社会的勢力との関係がないこと。
- (9)日本国内に存する金融機関の口座を有していること。
- (10)外国 PEPs(重要な公的地位を有する者)に該当しないこと。
- (11)FATCA に関する確認が行えること。
- (12)その他、当社が定める基準を満たしていること。

### 3. 口座開設までの流れ

- (1)契約締結前交付書面をお読みください。
- (2)新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。
- (3)当社まで本人確認書類および個人番号を確認できる書面を以下のいずれかの方法でお送りいただきます。
  - ア. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホの方法によるもの
  - イ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号トの方法によるもの
  - ウ. 専用フォーム
  - エ. 添付メール
  - オ. 郵送
  - カ. FAX
- (4)当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION CFD」口座専用のユーザーID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。なお、上記(3)ア. またはイ. の方法による場合、原則として、ユーザーID、パスワードをメールにてお知らせいたします。

(5)当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が

「店頭証券 CFD 取引に関する事前説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)・「約款(LION CFD (証券)個人のお客様用)・「取引説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)・「リスク説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)・「必要証拠金一覧表(LION CFD (証券)個人のお客様用)・「信託保全説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)」(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)の全てについて内容をご理解、ご承諾いただくこと。

- (4)ご自身のメールアドレスをお持ちであること。
- (5)システム及び回線の混雑や障害によって注文が遅延・不能になった場合、当社は一切の責任を負わないことにご同意いただけること。
- (6)店頭証券 CFD 取引にかかる契約締結前交付書面の電子交付にご同意いただけること。
- (7)マネーロンダリング等の公序に違反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭証券 CFD 取引を行わないこと。
- (8)反社会的勢力ではないことまたは反社会的勢力との関係がないこと。
- (9)日本国内に存する金融機関の口座を有していること。
- (10)外国 PEPs(重要な公的地位を有する者)に該当しないこと。
- (11)FATCA に関する確認が行えること。
- (12)その他、当社が定める基準を満たしていること。

### 3. 口座開設までの流れ

- (1)契約締結前交付書面をお読みください。
- (2)新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。
- (3)当社まで本人確認書類および個人番号を確認できる書面を以下のいずれかの方法でお送りいただきます。
  - ア. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホの方法によるもの
  - イ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号トの方法によるもの
  - ウ. 専用フォーム
  - エ. 添付メール
  - オ. 郵送
  - カ. FAX
- (4)当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION CFD (証券)」口座専用のユーザーID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。なお、上記(3)ア. またはイ. の方法による場合、原則として、ユーザーID、パスワードをメールにてお知らせいたします。

(5)当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が

可能となります。	可能となります。
<p>4. 取引チャネル</p> <p>お客様の注文は PC または携帯電話等のインターネット端末を介してのみ受け付けいたします。「LION CFD」へは当社ホームページよりログインしていただけます。電子メールや FAX、電話での口頭による注文は原則として受け付けておりません。5. システム概要</p> <p>LION CFD をご利用いただくにあたってのシステム概要については、当社ホームページをご確認ください。</p>	<p>4. 取引チャネル</p> <p>お客様の注文は PC または携帯電話等のインターネット端末を介してのみ受け付けいたします。「LION CFD (証券)」へは当社ホームページよりログインしていただけます。電子メールや FAX、電話での口頭による注文は原則として受け付けておりません。5. システム概要</p> <p>LION CFD をご利用いただくにあたってのシステム概要については、当社ホームページをご確認ください。</p>
<p>5. システム概要</p> <p>LION CFD をご利用いただくにあたってのシステム概要については、当社ホームページをご確認ください。</p>	<p>5. システム概要</p> <p>LION CFD (証券) をご利用いただくにあたってのシステム概要については、当社ホームページをご確認ください。</p>
<p>10. 権利調整額</p> <p>株価指数、ETF を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数の構成銘柄の配当金の権利確定日・原資産となる ETF の分配金の権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。一般に建玉の保有数に応じて、買建玉を保有している場合は権利調整額を受取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。但し、株価指数を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイディティプロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額を受取り、買建玉を保有している場合に権利調整額の支払いとなる場合があります。権利調整額は各国の所得税等を考慮して決定するため、発行会社等が発表している数値と異なる場合があります。権利調整額は当社のリクイディティプロバイダーより提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。なお、権利調整額は当社の判断により修正する可能性があります。</p> <p>また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。</p>	<p>10. 権利調整額</p> <p>株価指数、ETF を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数の構成銘柄の配当金の権利確定日・原資産となる ETF の分配金の権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。一般に建玉の保有数に応じて、買建玉を保有している場合は権利調整額を受取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。但し、株価指数を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイディティプロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額を受取り、買建玉を保有している場合に権利調整額の支払いとなる場合があります。権利調整額は各国の所得税等を考慮して決定するため、発行会社等が発表している数値と異なる場合があります。権利調整額は当社のリクイディティプロバイダーより提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。なお、権利調整額は当社の判断により修正する可能性があります。海外市場に上場する有価証券等においては、権利調整に関する情報を適宜入手することができないため、権利落ち日以降に権利調整を預託証拠金において処理する場合があります。この際、権利調整額が差し引かれることにより、不足金やロスカット等が発生する可能性があります。</p> <p>また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。</p>
<p>17. 提示レート</p> <p>(1) 提示レートとは、取引画面上に表示されている ASK レートと BID レートのことをいい、お客様は ASK レートで買い付け、BID レートで売り付けることができます(このような買い付け価格と売り付け価格の差のことを「スプレッド」といいます)。当社の提示レートは、カ</p>	<p>17. 提示レート</p> <p>(1) 提示レートとは、取引画面上に表示されている ASK レートと BID レートのことをいい、お客様は ASK レートで買い付け、BID レートで売り付けることができます(このような買い付け価格と売り付け価格の差のことを「スプレッド」といいます)。当社の提示レートは、カ</p>

バー先からの配信レートに基づき、当社の表示する銘柄毎のスプレッドや流動性等を考慮して生成したものととなります。

ただし、すべてのカバー先からの配信レートは膨大な個数となるため、すべての配信レートに対して提示レートを生成することは困難であることから、当社では、銘柄毎に異なる一定間隔でカバー先からの配信レートを用い、提示レートを生成しております。また、お客様の取引画面上に表示されるレートは、銘柄等によって、更新間隔が異なり、さらに取引ツールによって、提示レートが自動更新ではないもの、更新間隔を選択できるもの等がありますので、当社で生成したすべての提示レートではありません。また、通常時において自動更新であったものが通信状況等の理由によっては、更新されない場合もあり、お客様の取引画面上に表示されている提示レートが、当社サーバにおける最新レートとは異なる場合があります。そのため、お客様の画面への提示レートと約定レートに差が発生することがあります(このように提示価格と約定価格に差が発生することを「スリッページ」といいます)。なお、LION CFD のシステム上の呼び値の単位は、ホームページに掲載の必要証拠金一覧表の呼び値の最小変動単位を 1pip として表示しております。

また、当該国の市場が開いている時間帯以外の流動性が乏しい状況下では提示レートが生成されないことがあり、提示レートが生成されない間は成行注文およびストリーミング注文、指値注文、逆指値注文、ロスカットを含む全ての注文が執行されません。そのため、提示レートの配信停止中(当該国市場の閉鎖中)の相場変動によっては、別途提示しています「リスク説明書」に記載の「流動性のリスク」、「取引時間外のリスク」と同様のリスクが発生する場合があります。

(2)～(3)は省略

## 25. 決済順序

ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序は、次の 6 種類から選ぶことができます。

③および④について、複数のポジションで評価損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。⑤および⑥についても複数のポジションで pip 損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。

- ① 約定日時の古い順(FIFO)
- ② 約定日時の新しい順(LIFO)
- ③ 評価損益(取引数量を乗算したポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額・権利調整額を加減算したものの)の少ない順(損失の大きい順)
- ④ 評価損益(取引数量を乗算したポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額・権利調整額を加減算したものの)の多い順(損失の小さい順)

バー先からの配信レートに基づき、当社の表示する銘柄毎のスプレッドや流動性等を考慮して生成したものととなります。

ただし、すべてのカバー先からの配信レートは膨大な個数となるため、すべての配信レートに対して提示レートを生成することは困難であることから、当社では、銘柄毎に異なる一定間隔でカバー先からの配信レートを用い、提示レートを生成しております。また、お客様の取引画面上に表示されるレートは、銘柄等によって、更新間隔が異なり、さらに取引ツールによって、提示レートが自動更新ではないもの、更新間隔を選択できるもの等がありますので、当社で生成したすべての提示レートではありません。また、通常時において自動更新であったものが通信状況等の理由によっては、更新されない場合もあり、お客様の取引画面上に表示されている提示レートが、当社サーバにおける最新レートとは異なる場合があります。そのため、お客様の画面への提示レートと約定レートに差が発生することがあります(このように提示価格と約定価格に差が発生することを「スリッページ」といいます)。なお、LION CFD (証券) のシステム上の呼び値の単位は、ホームページに掲載の必要証拠金一覧表の呼び値の最小変動単位を 1pip として表示しております。

また、当該国の市場が開いている時間帯以外の流動性が乏しい状況下では提示レートが生成されないことがあり、提示レートが生成されない間は成行注文およびストリーミング注文、指値注文、逆指値注文、ロスカットを含む全ての注文が執行されません。そのため、提示レートの配信停止中(当該国市場の閉鎖中)の相場変動によっては、別途提示しています「リスク説明書」に記載の「流動性のリスク」、「取引時間外のリスク」と同様のリスクが発生する場合があります。

(2)～(3)は省略

## 25. 決済順序

ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序は、次の 6 種類から選ぶことができます。

③および④について、複数のポジションで評価損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。⑤および⑥についても複数のポジションで pip 損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。

- ① 約定日時の古い順(FIFO)
- ② 約定日時の新しい順(LIFO)
- ③ 評価損益(取引数量を乗算したポジション損益に未実現の~~価格調整額~~・金利調整額・権利調整額を加減算したものの)の少ない順(損失の大きい順)
- ④ 評価損益(取引数量を乗算したポジション損益に未実現の~~価格調整額~~・金利調整額・権利調整額を加減算したものの)の多い順(損失の小さい順)

<p>⑤ pip 損益(取引数量を乗算する前の損益で未実現の価格調整額・金利調整額・権利調整額は含まない)の少ない順(損失の大きい順)</p> <p>⑥ pip 損益(取引数量を乗算する前の損益で未実現の価格調整額・金利調整額・権利調整額は含まない)の多い順(損失の小さい順)</p> <p>さらに指定決済注文が入っているポジションの順序を後回しにすることもできます。ただし、発注後、決済順序の変更および指定決済注文が入っているポジションの順序の後回しを解除することができないため、変更または解除する場合は、発注を一旦取り消して、改めて発注してください。初期設定は約定日時の古い順(FIFO)での決済となります。また、あらかじめポジションを指定して決済注文を発注することもできます。なお、後回しを選択している場合であっても、ロスカット等の決済を回避するものではありません。</p>	<p>⑤ pip 損益(取引数量を乗算する前の損益で未実現の<del>価格調整額</del>・金利調整額・権利調整額は含まない)の少ない順(損失の大きい順)</p> <p>⑥ pip 損益(取引数量を乗算する前の損益で未実現の<del>価格調整額</del>・金利調整額・権利調整額は含まない)の多い順(損失の小さい順)</p> <p>さらに指定決済注文が入っているポジションの順序を後回しにすることもできます。ただし、発注後、決済順序の変更および指定決済注文が入っているポジションの順序の後回しを解除することができないため、変更または解除する場合は、発注を一旦取り消して、改めて発注してください。初期設定は約定日時の古い順(FIFO)での決済となります。また、あらかじめポジションを指定して決済注文を発注することもできます。なお、後回しを選択している場合であっても、ロスカット等の決済を回避するものではありません。</p>
<p>28. 両建</p> <p>両建とは、売りポジション(買いポジション)を保有している状態で、同じ銘柄の買いポジション(売りポジション)を保有することをいいます。両建のデメリットとして、各ポジションに発生する金利の差によるコスト、売りレートと買いレートの差(スプレッド)によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりません。ただし、「LION CFD」では、お客様ご自身の判断において設定を変更することで、両建を選択することもできる仕様としております。したがって、両建なしの設定または初期設定のままで未決済ポジションの反対売買をされた場合、新規注文のつもりであっても、未決済ポジションの決済が優先され、25. 決済順序を設定していない場合、約定日時の古い順(FIFO)に決済され、25. 決済順序を設定している場合、設定した順序で決済されます。</p>	<p>28. 両建</p> <p>両建とは、売りポジション(買いポジション)を保有している状態で、同じ銘柄の買いポジション(売りポジション)を保有することをいいます。両建のデメリットとして、各ポジションに発生する金利の差によるコスト、売りレートと買いレートの差(スプレッド)によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりません。ただし、「LION CFD(証券)」では、お客様ご自身の判断において設定を変更することで、両建を選択することもできる仕様としております。したがって、両建なしの設定または初期設定のままで未決済ポジションの反対売買をされた場合、新規注文のつもりであっても、未決済ポジションの決済が優先され、25. 決済順序を設定していない場合、約定日時の古い順(FIFO)に決済され、25. 決済順序を設定している場合、設定した順序で決済されます。</p>
<p>31. 証拠金・損益</p> <p>LION CFD における各証拠金及び損益については、以下のように定義します。</p> <p>(1)「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に売買差損益金および価格調整額・金利調整額・権利調整額を加減算したものをいいます。</p> <p>(2)「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。</p> <p>(3)「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。</p> <p>(4)「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に相当する金額をいいます。</p>	<p>31. 証拠金・損益</p> <p>LION CFD(証券)における各証拠金及び損益については、以下のように定義します。</p> <p>(1)「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に売買差損益金および<del>価格調整額</del>・金利調整額・権利調整額を加減算したものをいいます。</p> <p>(2)「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。</p> <p>(3)「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。</p> <p>(4)「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に相当する金額をいいます。</p>

<p>(5)「評価損益」とは、ポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額・権利調整額を加減算したものをいいます。</p> <p>(6)「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。</p>	<p>(5)「評価損益」とは、ポジション損益に未実現の<del>価格調整額</del>・金利調整額・権利調整額を加減算したものをいいます。</p> <p>(6)「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。</p>
<p>35. 必要証拠金</p> <p>1Lot あたりの必要証拠金は、前々営業日の取引終了時のレートを参考にした基準値を基に算出します。基準値から 1Lot あたりの想定元本(基準値×1.1×1Lot あたりの取引単位×円転換レート)を算出し、原則、想定元本に株価指数関連 CFD の場合 10%を最小値として乗じた金額(100 円未満切り上げ)を取引日当日に適用する変動制とします。但し、銘柄によりこの比率は異なります。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。</p> <p>*「1.1」は必要証拠金を算出するにあたり、当社の株価指数関連 CFD の想定元本を計算するための固定のファクターです。</p> <p>詳細はホームページをご確認ください。</p>	<p>35. 必要証拠金</p> <p>1Lot あたりの必要証拠金は、前々営業日の取引終了時のレートを参考にした基準値を基に算出します。基準値から 1Lot あたりの想定元本(基準値×1.1×1Lot あたりの取引単位×円<del>転換</del>換算レート)を算出し、原則、想定元本に株価指数関連 CFD の場合 10%を最小値として乗じた金額(100 円未満切り上げ)を取引日当日に適用する変動制とします。但し、銘柄によりこの比率は異なります。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。</p> <p>*「1.1」は必要証拠金を算出するにあたり、当社の株価指数関連 CFD の想定元本を計算するための固定のファクターです。</p> <p>詳細はホームページをご確認ください。</p>
<p>38. 外貨による預託証拠金等の取扱い</p> <p>「LION CFD」は外貨による預託証拠金等の預託を受付けいたしません。日本円のみを受付けとなります。</p>	<p>38. 外貨による預託証拠金等の取扱い</p> <p>「LION CFD(証券)」は外貨による預託証拠金等の預託を受付けいたしません。日本円のみを受付けとなります。</p>
<p>44. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭 CFD 取引で発生した益金(売買差損益金および各調整額による損益)は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭 CFD 取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで(25 年間)の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p>	<p>44. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭証券 CFD 取引で発生した益金(売買差損益金および各調整額による損益)は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭証券 CFD 取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで(25 年間)の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p>
<p>45. 店頭 CFD 取引のリスク</p> <p>店頭 CFD 取引は高いリスクを伴う取引です。契約締結前交付書面をお読みになり、リスクをご理解の上、自己責任において取引を行ってください。</p>	<p>45. 店頭証券 CFD 取引のリスク</p> <p>店頭証券 CFD 取引は高いリスクを伴う取引です。契約締結前交付書面をお読みになり、リスクをご理解の上、自己責任において取引を行ってください。</p>
<p>店頭 CFD 取引に関する主要な用語</p> <p>・ASK(アスク)</p>	<p>店頭証券 CFD 取引に関する主要な用語</p> <p>・ASK(アスク)</p>

金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで買い付けることができます。

・売りポジション(うりポジション)

売付取引のうち、決済していないものをいいます。

・外国為替証拠金取引(がいこくかわせしょうきんとりひき)

通貨を売買する外国為替取引と想定元本よりも少額の資金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、デリバティブ取引の一つです。

・買いポジション(かいポジション)

買付取引のうち、決済していないものをいいます。

・買戻し(かいもどし)

売りポジションを決済する(売りポジションを減じる)ために行う買付取引をいいます。

・カバー取引(カバーとりひき)

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭 CFD 取引の CFD レートの変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭 CFD 取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ、店頭デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。

・株価指数関連 CFD 取引

株価指数、株価指数に連動する ETF(上場投資信託)を原資産とする店頭 CFD 取引(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 117 条第 20 項第 2 号に規定する株価指数関連店頭デリバティブ取引)

・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

店頭 CFD 取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・金利調整額(きんりちょうせいがく)

株価指数、ETF(上場投資信託)などを原資産とする CFD 取引において、取引終了時点で建玉を保有していた場合に発生する調整額のこと。当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料を基に決定します。

・原資産(げんしさん)

デリバティブ取引の取引対象となる資産のこと。

・原資産市場(げんしさんしじょう)

原資産が取引されている取引所市場。

・権利調整額(けんりちょうせいがく)

株価指数、ETFなどを原資産とする CFD 取引において配当金・分配金の支払いやコーポレートアクションが行われた際に権利所有者が受け取ることができる権利を CFD 保有者

金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで買い付けることができます。

・売りポジション(うりポジション)

売付取引のうち、決済していないものをいいます。

~~・外国為替証拠金取引(がいこくかわせしょうきんとりひき)~~

~~通貨を売買する外国為替取引と想定元本よりも少額の資金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、デリバティブ取引の一つです。~~

・買いポジション(かいポジション)

買付取引のうち、決済していないものをいいます。

・買戻し(かいもどし)

売りポジションを決済する(売りポジションを減じる)ために行う買付取引をいいます。

・カバー取引(カバーとりひき)

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭証券 CFD 取引の CFD レートの変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭証券 CFD 取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ、店頭デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。

・株価指数関連 CFD 取引

株価指数、株価指数に連動する ETF(上場投資信託)を原資産とする店頭 CFD 取引(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 117 条第 20 項第 2 号に規定する株価指数関連店頭デリバティブ取引)

・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

店頭 CFD 取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・金利調整額(きんりちょうせいがく)

株価指数、ETF(上場投資信託)などを原資産とする CFD 取引において、取引終了時点で建玉を保有していた場合に発生する調整額のこと。当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料を基に決定します。

・原資産(げんしさん)

デリバティブ取引の取引対象となる資産のこと。

・原資産市場(げんしさんしじょう)

原資産が取引されている取引所市場。

・権利調整額(けんりちょうせいがく)

株価指数、ETFなどを原資産とする CFD 取引において配当金・分配金の支払いやコーポレートアクションが行われた際に権利所有者が受け取ることができる権利を CFD 保有者

にも付与するためのもの。配当金や分配金の権

利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合に発生します。また、コーポレートアクションによっても権利調整額が発生する場合があります。

・コーポレートアクション

株式分割、株式併合、株式移転・交換、合併等の有価証券の価値に影響を与える有価証券の発行する企業の財務上の意思決定をいいます。

・裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADR ともいいます。

・差金決済(さきんけつさい)

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・指値注文(さしねちゅうもん)

レートを指定する注文方法をいいます。指値は指定のレートに達した時点で、指定したレートで約定します。

(指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページしません。)

・ストップロス

CFD レートが、未決済ポジションに対して不利なほうへ変動した場合、損失を一定レベルに抑える注文のことをいいます。また、「損切り」ともいい、決済の逆指値注文と同じです。

・スプレッド

提示レートの売値(BID)と買値(ASK)の差のこと。

・スリッページ

発注時に表示されている現在レートまたは指定したレートと実際に約定したレートの差のことをいいます。

・スワップ

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日にかかる決済日から翌営業日にかかる決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより、自動的に決済日が翌営業日に繰り延べられた場合、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップといいます。

・店頭金融先物取引(てんとうきんゆうさきものとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商

にも付与するためのもの。配当金や分配金の権

利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合に発生します。また、コーポレートアクションによっても権利調整額が発生する場合があります。

・コーポレートアクション

株式分割、株式併合、株式移転・交換、合併等の有価証券の価値に影響を与える有価証券の発行する企業の財務上の意思決定をいいます。

・裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADR ともいいます。

・差金決済(さきんけつさい)

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・指値注文(さしねちゅうもん)

レートを指定する注文方法をいいます。指値は指定のレートに達した時点で、指定したレートで約定します。

(指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページしません。)

・商品先物取引業者(しょうひんさきものとりひきぎょうしゃ)

店頭商品 CFD 取引を含む商品先物取引を取り扱う業務について、商品先物取引法による許可を受けた者をいいます。

・ストップロス

CFD レートが、未決済ポジションに対して不利なほうへ変動した場合、損失を一定レベルに抑える注文のことをいいます。また、「損切り」ともいい、決済の逆指値注文と同じです。

・スプレッド

提示レートの売値(BID)と買値(ASK)の差のこと。

・スリッページ

発注時に表示されている現在レートまたは指定したレートと実際に約定したレートの差のことをいいます。

~~・スワップ~~

~~店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日にかかる決済日から翌営業日にかかる決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより、自動的に決済日が翌営業日に繰り延べられた場合、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップといいます。~~

・店頭金融先物取引(てんとうきんゆうさきものとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商

<p>品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転売(てんばい)</li> </ul> <p>買いポジションを決済する(買いポジションを減じる)ために行う売付取引をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成行注文(なりゆきちゆうもん)</li> </ul> <p>レートを指定しない注文方法をいいます。流動性が低くなっている場合、数量により約定しないこともあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注証拠金(はっちゆうしょうこきん)</li> </ul> <p>未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BID(ビッド)</li> </ul> <p>金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで売り付けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要証拠金(ひつようしょうこきん)</li> </ul> <p>ポジションを維持するために必要な金額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価損益(ひょうかさんえき)</li> </ul> <p>ポジション損益に未実現の各調整額を加減算したものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッジ取引(ヘッジとりひき)</li> </ul> <p>現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジション損益(ポジションさんえき)</li> </ul> <p>未決済ポジションの時価評価額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効証拠金(ゆうこうしょうこきん)</li> </ul> <p>預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預託証拠金(よたくしょうこきん)</li> </ul> <p>お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両建(りょうだて)</li> </ul> <p>同じ銘柄の売りポジションと買いポジションを持つことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロスカット</li> </ul> <p>お客様の評価損益が所定の水準を下回った場合、リスク管理のため、お客様のポジションを反対売買することにより、強制的に決済することをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールオーバー</li> </ul> <p>自動的にお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。</p>	<p>品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転売(てんばい)</li> </ul> <p>買いポジションを決済する(買いポジションを減じる)ために行う売付取引をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成行注文(なりゆきちゆうもん)</li> </ul> <p>レートを指定しない注文方法をいいます。流動性が低くなっている場合、数量により約定しないこともあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注証拠金(はっちゆうしょうこきん)</li> </ul> <p>未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BID(ビッド)</li> </ul> <p>金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで売り付けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要証拠金(ひつようしょうこきん)</li> </ul> <p>ポジションを維持するために必要な金額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価損益(ひょうかさんえき)</li> </ul> <p>ポジション損益に未実現の各調整額を加減算したものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッジ取引(ヘッジとりひき)</li> </ul> <p>現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジション損益(ポジションさんえき)</li> </ul> <p>未決済ポジションの時価評価額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効証拠金(ゆうこうしょうこきん)</li> </ul> <p>預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預託証拠金(よたくしょうこきん)</li> </ul> <p>お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両建(りょうだて)</li> </ul> <p>同じ銘柄の売りポジションと買いポジションを持つことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロスカット</li> </ul> <p>お客様の評価損益が所定の水準を下回った場合、リスク管理のため、お客様のポジションを反対売買することにより、強制的に決済することをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールオーバー</li> </ul> <p>自動的にお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。</p>
<p>2024年3月11日現在</p>	<p>2024年6月3日現在</p>